

者、言趣和其國之荒振神等之者也、何至于八年不復奏、故爾鳴女自天降到、居天若日子之門湯津楓上而、言委曲如天神之詔命、爾天佐具賣此三字以音聞此鳥言而語天、若日子言、此鳥者其鳴音甚惡、故可射殺云進、卽天若日子持天神所賜天之波士弓、天之加久矢射殺其雉、○中亦其雉不還、故於今諺曰、  
雉之頓使ヒタツカヒ本是也、

〔古事記傳十三〕此を諺に云なはせる意は、此雉使の射殺されて還らざりしに因て、人世にな  
りて、凡て大事の使を遣るに、副使從者などもなくて、獨なるをば、雉の頓使と云うて、忌むこと  
にせしなり、

〔義經記四〕すみよし大物二か所かつせんの事

天に口なし人をもつていはせよと、大物のうらにもさうどうす、

〔荒山合戦記〕能登國石動山衆徒蜂起附同所荒山合戦之事

大衆ハ例大悍ナル者カレバ、○中未其功不成以前ヨリ、所領分シテ嘗諍ヒ、或ハ郷民等ニモ忠節ヲナサバ、士ニナシテ所知ヲ申賜ンナド、端々口外シテ云語ヒケル程ニ、天ニ口ナシ人ヲ以テイハセヨト、此事次第ニ云廣テ、衆口防ギ難クテ、國ニ披露シケバ、

〔駿臺雜話二〕武運の稽古　されば、世話にも、運は天にありと申候、とかく運をば天に禱るより外  
はなかるべし、

〔川角太閤記五〕御所様家康川はや宇都宮へ御著被成候とひとしく、治部少輔謀叛の様子相聞申  
候處に、彼鍋島者ども、右の御理申上ばや、宇都宮にて兵糧指上申候、奥州境目迄の兵糧米買置候  
事を、目錄に乗せ、尾張よりの兵糧米進上候と相聞申候、御所様御分別にも、扱は鍋島、心中は無別  
條と被思召候と聞へ申候、鍋島奥意は、日よりを伺候と相聞候へ共親加賀守分別を以國に離れ  
すと、世間に其節専ら申あへると相聞え申候事、